

京 都 大 学 国 際 戦 略 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学国際戦略委員会規程 (平成25年達示第50号) (前 略) 第8条 委員会に関する事務は、研究国際部<u>国際交流課</u>において処理する。 (後 略) 京都大学人事審査委員会規程 (平成16年達示第87号) (前 略) 第8条 委員会に関する事務は、総務部<u>法務・コンプライアンス課</u>において処理する。 (後 略) 国際教育プログラム委員会規程 (平成17年達示第52号) (前 略) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事及び学生担当の理事 (2) 国際担当の理事 (3) 国際交流推進機構長(以下「機構長」という。) (4) 研究科の教授又は准教授 各1名 (5) 国際交流推進機構国際交流センター長 (6) その他機構長が必要と認める教授又は准教授 若干名 (7) 学務部長及び研究国際部長 (8) 研究国際部<u>留学生課長</u> 2～3 (略) (中 略) 第6条 委員会に関する事務は、研究国際部<u>留学生課</u>において処理する。 (後 略) 京都大学国際交流推進機構規程 (平成17年達示第11号) (前 略) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。	第8条 委員会に関する事務は、研究国際部<u>国際企画課</u>において処理する。 第8条 委員会に関する事務は、総務部<u>人事課</u>において処理する。 第2条 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 研究国際部<u>国際学生交流課長</u> 2～3 (同 左) 第6条 委員会に関する事務は、研究国際部<u>国際学生交流課</u>において処理する。 第5条 (同 左)

改 正 前	改 正 後
(1) 国際担当の理事 (2) 機構長 (3) 副機構長 (4) 部門長及びセンター長（第 18 条第 3 項に定めるものをいう。第 10 条第 1 項第 8 号において同じ。） (5) 機構の専任の教授 (6) 研究国際部長 (7) 研究国際部国際交流課長及び研究国際部留学生課長 (8) その他機構長が必要と認めた者 若干名 2～3 （略） （中 略） 第 10 条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 国際担当の理事 (2) 機構長 (3) 副機構長 (4) 研究科の教授又は准教授 各 1 名 (5) 研究所の教授又は准教授 各 1 名 (6) センターの教授又は准教授 若干名 (7) 附属図書館長 (8) 部門長及びセンター長 (9) 研究国際部長 (10) 研究国際部国際交流課長及び研究国際部留学生課長 (11) その他機構長が必要と認めた者 若干名 2～3 （略） （後 略） 京都大学国際交流会館規程 （昭和 57 年達示第 17 号） （前 略） 第 18 条 会館に関する事務は、研究国際部国際交流課において処理する。 京都大学における法人文書の管理に関する規程 （平成 12 年達示第 12 号） （前 略） 別表 法人文書分類基準表（第 5 条関係） （中 略）	(1) (2) (3) (4) } (同 左) (5) (6) } (7) 研究国際部国際企画課長及び研究国際部国際学生交流課長 (8) } (同 左) 2～3 } 第 10 条 } (1) (2) (3) (4) } (同 左) (5) (6) (7) (8) (9) } (10) 研究国際部国際企画課長及び研究国際部国際学生交流課長 (11) } (同 左) 2～3 } 第 18 条 会館に関する事務は、研究国際部国際企画課において処理する。 別表 法人文書分類基準表（第 5 条関係）

改 正 前					改 正 後				
所掌	小分類	文書の類型	保存期間	備考	所掌	小分類	文書の類型	保存期間	備考
研究協力・国際交流		(略)			研究協力・国際交流		(同 左)		
	6201 ～ 6208 6209	} (略) 外国人研究者及び <u>外国人研究員</u> 等に 関するもの	10 年			6201 ～ 6208 6209	} (同 左) 外国人研究者及び <u>招へい研究員</u> 等に 関するもの	10 年	
	6210 ～ 6299					6210 ～ 6299			
		(略)					(同 左)		
(後 略)									
国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特例を定める規則 (平成18年達示第49号)					(有期雇用教職員) 第1条 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第37号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号。以下「有期雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、有期雇用就業規則別表第1により雇用年齢上限が満60歳と定められている者が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第2号に掲げる時間雇用教職員として雇用することができる。 2 (略) (後 略)				
京都大学客員教授及び客員准教授等に関する規程 (昭和47年達示第11号)					(有期雇用教職員) 第1条 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則の全部を改正する規則(平成17年達示第37号)附則第2項の規定により、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号。以下「有期雇用就業規則」という。)第4条第2項ただし書の規定を適用しない者で、有期雇用就業規則別表第1により雇用年齢上限が満60歳と定められている者が、当該雇用年齢上限に達し、かつ、継続して勤務することを希望するときは、国立大学法人京都大学教職員就業規則第2条第4項第3号に掲げる時間雇用教職員として雇用することができる。 2 (同 左)				
(前 略)									

改 正 前	改 正 後
(称号の付与) 第2条 総長は、次の各号の一に該当する者のうち、本学において引き続き3月以上専攻分野について教育又は研究に従事し、本学の教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる者に対して、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第14条の規定による外国人研究員</u> (5) } (略) 2 } (中 略) (通知) 第5条 客員教授及び客員准教授については、文書（<u>外国人研究員</u>である者については、勤務の契約書）にその旨を明記して、本人に通知するものとする。 (後 略) 京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程 (平成16年達示第100号) (前 略) (寄附講座等の構成) 第9条 寄附講座等には、少なくとも教授又は准教授に相当する者1人及び准教授又は助教に相当する者1人の教員を置くものとする。 2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。 3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座教員等」という。）は、年俸制特定教員（国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則（平成20年達示第8号）附則第2項の規定により雇用される特定教員を含む。）、<u>有期雇用教職員又は時間雇用教職員とする。ただし、外国人については、組織規程第14条第1項に規定する外国人教師又は外国人研究員として雇用することができる。</u> 4～5 (略) (後 略)	(称号の付与) 第2条 } (同 左) (1)～(3) } (4) <u>国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則（平成16年達示第75号）に定める招へい研究員</u> (5) } (同 左) 2 } (通知) 第5条 客員教授及び客員准教授については、文書（<u>招へい研究員</u>である者については、勤務の契約書）にその旨を明記して、本人に通知するものとする。 (寄附講座等の構成) 第9条 } (同 左) 2 } 3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座教員等」という。）は、年俸制特定教員（国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則（平成20年達示第8号）附則第2項の規定により雇用される特定教員を含む。）、<u>有期雇用教職員若しくは時間雇用教職員又は招へい研究員とする。</u> 4～5 (同 左)

改 正 前	改 正 後
京都大学安全衛生管理規程 (平成19年達示第8号) (前 略) (用語の定義) 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 教職員 第6号の就業規則の適用を受ける者をいう。 (2) 学生 学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等（京都大学通則（昭和28年達示第3号）第5章に定めるもの）、研究生、研修員等（京都大学研修規程（昭和24年達示第3号）に定めるもの）をいう。 (3) 教職員等 教職員及び学生をいう。 (4) } (略) (5) } (6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）、国立大学法人京都大学<u>外国人研究員</u>就業規則（平成16年達示第75号）をいう。 (7) (略) (後 略)	(用語の定義) 第2条 (1) (2) (同 左) (3) (4) (5) (6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）、<u>国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則（平成25年達示第57号）</u>、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）、国立大学法人京都大学<u>招へい研究員</u>就業規則（平成16年達示第75号）をいう。 (7) (同 左) 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。